

第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について
(答申)

平成29(2017)年10月

第8期川崎市男女平等推進審議会

平成29年10月20日

川崎市長 福田紀彦様

第8期川崎市男女平等推進審議会
会長 加藤千恵

第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について（答申）

第8期川崎市男女平等推進審議会は、平成29年4月に市長から、第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について諮問を受け、審議を重ねてきました。

第4期川崎市男女平等推進行動計画において、市が取り組むべき男女平等の推進に関する施策の体系について、審議結果をまとめましたので、以下に答申します。

目次

第1章 答申の趣旨	1
-----------	---

第2章 第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について	2
-----------------------------	---

1 基本的な考え方	2
2 施策体系図（案）	4
3 施策の内容	5

参考資料	15
------	----

1 諮問文	
2 第8期川崎市男女平等推進審議会委員名簿	
3 第8期川崎市男女平等推進審議会検討経過	
4 男女平等かわさき条例	
5 川崎市男女平等推進審議会規則	
6 第3期川崎市男女平等推進行動計画（現行計画）体系図	

第1章 答申の趣旨

川崎市は、平成13(2001)年6月に「男女平等かわさき条例」(以下「条例」という。)を制定し、平成16(2004)年5月には、条例第8条に基づき、「川崎市男女平等推進行動計画(かわさき☆かがやきプラン)」(以下「行動計画」という。)を策定しました。

平成26(2014)年3月には、計画期間を平成26(2014)年度から平成30(2018)年度までの5年間とする「第3期川崎市男女平等推進行動計画」(以下「第3期行動計画」という。)を策定し、市民の暮らすあらゆる場面での男女共同参画の推進に取り組んでいます。

第3期行動計画の2年目である平成27(2015)年8月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が成立しました。また、同年12月には、「あらゆる分野における女性の活躍」とともに「男性中心型労働慣行等の変革」が改めて強調された国の「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。

こうした状況を踏まえ、市長の諮問を受けた第7期川崎市男女平等推進審議会(以下「第7期審議会」という。)は、現計画である第3期行動計画に基づく施策の取組状況や課題について検証し、今後、川崎市が取り組むべき男女平等の推進に関する施策の方向性について審議しました。審議結果は、平成29(2017)年3月に答申としてまとめられ、市長へ提出されました。

この第7期審議会による答申を踏まえ、平成29(2017)年4月に設置された第8期川崎市男女平等推進審議会(以下「第8期審議会」という。)では、「第4期川崎市男女平等推進行動計画」において、取り組むべき男女平等の推進に関する施策の体系について審議し、その結果を答申としてまとめました。第4期行動計画の策定に当たっては、本答申を最大限に反映し、男女平等施策が一層推進され、「男女平等のまち・かわさき」が実現されることを望みます。

第2章 第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について

1 基本的な考え方

(1) 社会情勢の変化等を踏まえた第3期行動計画の課題と今後の方向性

平成27(2015)年4月に、第7期審議会は、市長から「社会情勢の変化や国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえた第3期川崎市男女平等推進行動計画に基づく施策の課題について」諮問されました。

第7期審議会は部会を設置するなどして審議を重ね、女性活躍推進法の成立や、第4次男女共同参画基本計画の策定などの国の動き、川崎市の人口構成や産業構造等の変化を踏まえ、また、第3期行動計画の取組状況、市民へのアンケート調査結果、国勢調査等の関連データ分析を行い、第3期行動計画の課題と今後の方向性を以下のとおりまとめました。

＜第7期審議会答申＞第4章 第3期行動計画の課題と今度の方向性（骨子）

目標Ⅰ 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

課題1 男女平等や人権侵害に関する相談体制の充実と周知

→方向性1：相談事業の計画への反映と推進

課題2 多様化・複雑化するDV被害への対応

→方向性2：DV防止・被害者支援基本計画に基づく被害者支援と防止対策の充実

課題3 男女共同参画の視点を意識した事業の推進

→方向性3：ポジティブ・アクションの理解促進と推進

目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進

課題4 市役所における男女共同参画の推進

→方向性4：特定事業主行動計画に基づく率先した取組の推進

課題5 職業生活と育児・介護など家庭生活の両立

→方向性5：①子育て支援環境等の整備 ②ワーク・ライフ・バランスの推進

課題6 職業生活における女性の力の十分な発揮

→方向性6：①働く女性への支援 ②働きたい女性への就業等支援
③多様な選択を可能にする学習機会の提供

課題7 企業における女性活躍に向けた自主的な取組の推進

→方向性7：①積極的な意識啓発や働きかけ ②企業の女性活躍推進の取組支援

目標Ⅲ 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

課題8 防災分野における女性の参画

→方向性8：防災分野における女性の参画拡大等の男女共同参画の推進

課題9 様々な困難を抱える人の安心な暮らしに向けた男女平等に配慮した事業推進

→方向性9：貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

課題10 男女が異なる健康上の問題に直面することへの留意

→方向性10：生涯を通じた健康支援

この第7期審議会答申の「第3期行動計画の課題と今後の方向性」を踏まえて、第8期審議会は、第4期川崎市男女平等推進行動計画の施策について審議しました。

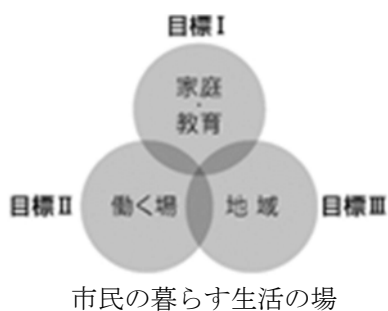
(2) 第3期行動計画における基本的な考え方の継承

第7期審議会答申では、第3期行動計画の基本的な考え方は、第4期行動計画においても継承することが望ましいとしています。

＜第7期審議会答申＞抜粋

第3期行動計画の基本的な考え方は、市民の暮らす生活の場を広範囲に捉えていること、取組が様々な場面へ広がることや重なり合うことが意識しやすいことから、あらゆる場面で取組を推進するために、引き続き、その考え方を継承することが望ましいと考えます。

したがって、第4期行動計画の基本的な考え方は、第3期行動計画を継承し、引き続き、市民の暮らすあらゆる場面での取組が必要であることから、市民が暮らす生活の場を「家庭・教育」「働く場」「地域」といった広がりとし重なりのある3つの「場」と捉え、取組がさまざまな場面へ広がることや重なり合うことを意識し、場面ごとに目標を設定することとしました。



《第4期行動計画の3つの目標（案）》

- 目標Ⅰ 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進
- 目標Ⅱ 働く場における男女共同参画の推進
- 目標Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進

(3) 女性活躍推進法に基づく「推進計画」の位置付け

第7期審議会答申では、女性活躍推進法に基づく「推進計画」は、男女共同参画社会基本法の定める「市町村男女共同参画計画」である「川崎市男女平等推進行動計画」と一体のものとして策定することが望ましいとしています。

＜第7期審議会答申＞抜粋

女性活躍推進法の成立を受け、今後さらに効果的な取組を推進するためには、第4章の課題5～7を踏まえた取組を計画的かつ効果的に進めるための「推進計画」を策定する必要があります。

その際、女性の活躍を推進するためには、男性中心型労働慣行、特に男性の長時間労働の解消や男女共同参画への理解が不可欠であるとともに、第4章の課題5～7だけでなく、困難な状況にある女性への支援、女性への暴力の根絶、健康支援等も必要なことを考慮しなければなりません。

そのため、「働く場」だけでなく、「家庭・教育」、「地域」での取組を一体的に推進していくことが重要となります。

したがって、第4期行動計画は、女性活躍推進法の「推進計画」の位置付けをも持つ計画として策定し、目標Ⅱ「働く場における男女共同参画の推進」が、女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けられるものとして考えます。

2 第4期行動計画施策体系図（案）

目標	基本施策	具体的施策
I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進	1 男女共同参画の理解の促進	(1) 人権教育・啓発の推進
		(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
		(3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
		(4) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進
		(5) メディア・リテラシーの向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進
		(6) 市職員の意識改革
		(7) 男女平等推進のための統計の実施及び公表
	2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援	(8) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進
		(9) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
		(10) さまざまなハラスメントの防止と被害者支援の推進
		(11) 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
	3 家庭生活への男性の参画促進	(12) 男性にとつての男女共同参画の意義についての理解の促進
(13) 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進		
(14) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進		
II 働く場における男女共同参画の推進	4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大	(15) 審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
		(16) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
		(17) 企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進
	5 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた環境づくり	(18) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
		(19) 高齢者福祉サービスの充実と利用の促進
		(20) 育児・介護休業制度などの定着と利用の促進
		(21) 長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進
		(22) 仕事と生活の両立に向けた住環境づくり
		(23) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	6 働く女性・働きたい女性への就業等支援	(24) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援
		(25) 女性の参画分野の拡大支援
		(26) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
		(27) 経営の主体となる女性の育成・支援
		(28) 職場における男女共同参画に関する理解の促進
		(29) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供
		(30) 女性の活躍推進に向けた企業への啓発
	7 企業における女性活躍に向けた取組の促進	(31) 企業の女性活躍推進に関する取組の支援
		(32) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大
		(33) 地域活動における男女共同参画の促進
III 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進	8 地域における男女共同参画の推進	(34) 男女共同参画センターの取組の推進
		(35) 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進
		(36) 男性が地域活動に参画できる環境づくり
		(37) 地域における子どもの自己形成や社会参画の促進
		(38) 防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大
		(39) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援
	9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備	(40) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援
		(41) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
		(42) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進
		(43) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
		(44) ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進
		(45) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進
	10 生涯を通じた健康支援	(46) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進
		(47) 妊娠・出産などに関する健康支援
		(48) 性差医療の推進
(49) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進		
(50) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進		
(51) こころと体の健康に関する相談事業の推進		

3 施策の内容

I 男女の人権尊重及び家庭・教育における男女共同参画の推進

女性も男性も全ての個人が、お互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題です。個人としての尊厳が重んじられ、その能力を発揮する機会が確保されることは、女性にとっても、男性にとっても暮らしやすい社会の形成につながります。

男女の人権尊重や男女共同参画を理解するための教育や広報・啓発活動を充実させるとともに、男女が平等でお互いの尊厳を重んじつつ対等な関係づくりを進める上で、重大な人権侵害であるDVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、ストーカー行為などについても防止や被害者支援などの取組を進めていく必要があります。

また、男性が男女共同参画の理解を深め、家庭生活へ参画することは、今後の社会全体における男女共同参画を進める上で重要となります。

基本施策1 男女共同参画の理解の促進

男性も女性もお互いの人権を尊重し合い、一人一人が個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深めることが重要です。家庭や教育の場で基本的な人権の理念を学び、男女が対等に責任を分かち合い、個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、教育や広報・啓発活動を一層充実させる必要があります。

(1) 人権教育・啓発の推進

男女平等についての理解を深めるための事業や広報の実施

(2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進

市民の男女平等に関する学習機会の提供

(3) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進

一人ひとりが自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等を推進する教育の実施

(4) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進

各人の生き方、能力、適性を考慮し、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し社会参画できるようにするための支援の実施

(5) メディア・リテラシーの向上と男女共同参画の視点に立った広報・啓発の推進

さまざまな情報を読み解き、適切に発信する能力を身に付けるための教育の実施、及び性別にとらわれず、個性に基づく男女の多様なあり方を尊重することに留意した広報の実施

(6) 市職員の意識改革

男女共同参画の視点に配慮して施策事業を推進するための市職員を対象とした研修等の実施

(7) 男女平等推進のための統計の実施及び公表

性別により課題やニーズが異なる場合があることに留意し効果的に事業を推進するためのアンケート実施やデータ把握

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

DVやセクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、ストーカー行為などは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その防止と被害者への支援を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上での重要な課題です。被害者の多くは女性ですが、男性の場合もあることに留意する必要があります。また、経済的困窮や児童虐待といった複数の問題を抱えるケースなど多様化・複雑化するDV被害に対して、関係機関が連携し、被害者支援と防止対策を充実していくことが必要です。

(8) 男女平等や人権侵害に関する相談事業の推進

女性や男性のさまざまな悩みや人権侵害に関する相談事業の実施、性同一性障害に関する相談支援の実施、及び相談窓口の周知

(9) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進

「川崎市DV防止・被害者支援基本計画」に基づく被害者への支援と被害防止に向けた取組の推進

(10) さまざまなハラスメントの防止と被害者支援の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の防止に向けた取組及び相談支援の実施

(11) 性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進

防止に向けた取組及び関係機関と連携した被害者支援の実施

基本施策3 家庭生活への男性の参画促進

男女共同参画は女性への支援が強調されることが多く、男性は、男女共同参画を「自分の問題」として捉えにくい状況にあると考えられます。また、固定的な性別役割分担意識が社会や企業に根強く残っており、男性の生き方は仕事中心となりやすく、家庭生活や地域活動への参画が難しい現状があります。平日の男性の家事・育児時間は女性と比べ著しく短くなっており、男性の家

事・育児等への参加が不十分な状況がうかがえることから、男性が家庭生活に参画できる環境づくりや支援が必要です。

(1 2) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進

意識啓発や相談事業等を通じた男女共同参画についての男性の理解の促進

(1 3) 家事・子育て・介護等家庭生活における男性の主体的な参画の促進

男性が参加しやすいように配慮した講座開催などを通じた男性の家庭生活への参画促進

(1 4) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

各区の市民館等における男性の子育て参加促進講座などの男女共同参画の視点に立った事業実施

II 働く場における男女共同参画の推進

働きたい人が性別にかかわらず、その能力を十分に発揮できる機会や待遇を確保されることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。しかしながら、川崎市においても出産・育児期に当たる年代で女性の労働力率が低下するM字カーブ問題が今なお課題として残っており、また、就業を希望しながらも子育て等を理由に求職活動はしていない女性が多くいるというのが現状です。女性の働く場における活躍が進むことは、女性だけでなく、男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるものです。多様な生き方、働き方があることを前提に、職業生活においても各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう職場環境の整備をすすめるとともに、就業継続、再就職、起業など多様な形で女性の活躍に向けた支援が求められています。

基本施策 4 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大

政策・方針の立案及び決定過程に女性がより参画することで、多様な意思が社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができることから、男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要です。また、さまざまな人々が参画する機会を確保することは、行政分野においては、バランスの取れた質の高い行政サービスの実現にもつながることから、市は率先して、女性の登用拡大等の多様な人材を生かす取組を進めていく必要があります。

(1 5) 審議会等の市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進

審議会等委員に占める女性の割合についての調査実施による現状の把握、及び委員を推薦する団体への働きかけなど目標値達成に向けた取組の推進

<目標値> 期間：平成 33（2021）年度まで
数値：審議会等委員に占める女性の割合 40%
女性委員 0（ゼロ）の審議会等をなくす

（16）女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進

市役所における女性職員のキャリア形成や働きやすい環境づくり、意欲向上に向けた取組の推進

<目標値> 期間：平成 33（2021）年度まで
数値：市役所の課長級職員に占める女性割合 30%

（17）企業や市の関係団体等における女性職員登用等の取組の促進

活力ある社会の構築に向けた働く場における女性の登用推進への働きかけの実施

基本施策 5 男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた環境づくり

長時間労働を前提とした働き方や、男性の家事・育児等の家庭生活への参画の少なさは、女性が家庭生活を営みつつ職業生活において活躍することを困難にし、結果として、女性に職業生活か家庭生活かの選択を迫る要因になっています。仕事と生活の調和の実現により、男女が多様な生き方を選択しあらゆる分野に参画して、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、社会全体の働き方改革やワーク・ライフ・バランスへの理解促進が重要であるとともに、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現に向けた環境づくりが求められています。

（18）子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実

男女が共に仕事や家庭に関する責任を担い、ワーク・ライフ・バランスの実現や、出産・子育て期において多様な選択が可能となるような待機児童解消などの子育て支援施策の推進

（19）高齢者福祉サービスの充実と利用の促進

少子高齢化が進み、今後、介護などにより男女ともに時間的制約のある労働者の増加が見込まれることから、男女が共に仕事や家庭に関する責任を担えるようにするための高齢者福祉サービスの充実

（20）育児・介護休業制度などの定着と利用の促進

男女とも子育て・介護をしながら働き続けることができるようにするための制度の定着と利用の促進

（21）長時間労働の是正等の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しの促進及びワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発

(22) 仕事と生活の両立に向けた住環境づくり

子育てを始めとした日々の生活と仕事が両立できる住環境づくりに向けた検討の実施

(23) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

多様な人材が活躍できる職場づくりに向けた職員の働く環境の整備と意識改革や多様な働き方の推進

<目標値> 期間：平成33(2021)年度まで

数値：市役所における男性職員の育児休業取得者割合10%

基本施策6 働く女性・働きたい女性への就業等支援

川崎市においても、結婚・出産・育児期に当たる年代で女性の労働力率が低下しており、また、就業を希望しながらも子育て等を理由に求職活動をしていない女性が多いといった女性の力が潜在化している現状があります。ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を実現でき、女性が働く場において活躍できるよう、ニーズに応じたさまざまな支援が必要です。また、あらゆる分野に男女双方の視点が入ることはとても重要です。男女の参画に偏りがある分野への参画促進や、子どもたちが固定的な性別役割分担意識にとらわれずに主体的に進路を選択し、それぞれの個性と能力を生かせるよう教育を推進していく必要があります。

(24) 働く女性の就業継続とキャリアアップ支援

女性の人材育成に向け、働きたい女性が、結婚、出産等のライフイベントを経てもキャリアを形成しながら働き続けられるようにするための支援の実施

(25) 女性の参画分野の拡大支援

男女の参画に偏りがある分野における男女双方の参画促進

(26) 多様な就業ニーズに対応した就業支援

女性の力を最大限に生かすため、求職者の特性に合った就業マッチングや就業機会の提供などの多様な就業支援の実施

(27) 経営の主体となる女性の育成・支援

起業を希望する女性への支援の実施

(28) 職場における男女共同参画に関する理解の促進

多様な生き方、働き方があることを前提に、各人がその能力を十分に発揮することができる職場環境づくりの促進

(29) 多様な選択を可能とする教育・学習機会の提供

子どもたちに対する多様なキャリア形成を可能にするための学習機会の提供

基本施策7 企業における女性活躍に向けた取組の促進

女性の職業生活における活躍を推進するためには、活躍の場の提供主体である企業において積極的かつ主体的に取り組まれることが不可欠です。実質的に男女が均等な機会と待遇を享受し、女性が働く場で活躍できるよう、企業へポジティブ・アクション（積極的改善措置）の推進などを働きかけるとともに、企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を支援します。

(30) 女性の活躍推進に向けた企業への啓発

ポジティブ・アクションの推進に向けた企業への情報提供や啓発の実施

(31) 企業の女性活躍推進に関する取組の支援

女性活躍に関する取組の促進に向けた、企業へのインセンティブ付与等の支援の実施

(32) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び多様な雇用の拡大

男女の均等な機会と待遇の確保に向けた企業への働きかけや地域経済団体との連携の強化

Ⅲ 地域でいきいきと暮らすための男女共同参画の推進

地域では、住民の高齢化や単身世帯の増加、災害などへの対応といった課題に直面しています。地域が抱える課題について、男女が協力し解決することは、地域の活性化や、一人ひとりが安心して暮らすことができる地域社会の実現につながるものと期待されます。地域活動や防災分野における方針決定過程への女性の参画を促進していくことや、男性が仕事だけでなく、経験や知識を生かして地域活動に参画することも男女共同参画社会の実現のためには重要です。

また、社会経済状況が変化中、貧困に苦しむ人や教育や就労などの機会が得られない人、地域において孤立する人など、さまざまな困難な状況にある人が増えています。このような人々が地域で安心して暮らすための環境整備においても男女共同参画の視点に立った取組が必要です。

さらに、誰もが安心して生活するために性差に応じた医療や健康増進の環境を整えることで、人生のあらゆるステージにあった健康づくりを支援していくことが必要です。

基本施策8 地域における男女共同参画の推進

少子高齢化が進展し、社会経済状況が変化中、地域においても、人間関係の希薄化や単身世帯の増加などのさまざまな変化が生じており、地域において、安心して暮らすためには、男女が共に地域社会を担っていかないと立ち行かなくなる状況となっています。これまで、高齢者福祉や子育て、防災活動、環境活動等、地域で行われるさまざまな活動を女性が多く担ってきた一方、PTAや自治会・町内会等、地域団体における会長等の役職については、男性がその多くを占めている状況があります。若い世代も含めた多様な住民の活動への参画とリーダーとしての女性の参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進する必要があります。

(33) 地域活動における男女共同参画の促進

地域における特定の活動で、性別や年齢等による参加の偏りが生じるようなことがなく、また、地域活動に男女共同参画の視点が反映されるようにするための、各団体への働きかけの実施

(34) 男女共同参画センターの取組の推進

川崎市の男女平等施策の推進拠点としてのさまざまな事業の推進

(35) 地域活動における方針決定過程への女性の参画促進

方針決定過程への女性の参画拡大に向けた理解促進や学習機会の提供

(36) 男性が地域活動に参画できる環境づくり

男性の地域活動への参画促進に向けた講座等の開催

(37) 地域における子どもの自己形成や社会参画の促進

幅広い世代の男女による地域における子どもたちへの学習支援

(38) 防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画拡大

災害時における、想定しきれないさまざまな被害やニーズに対応するための、平常時からの防災分野における男女共同参画の推進。具体的には、地域における多様な視点を反映し地域防災力を向上させるため、避難所運営において男女双方がリーダーとして参画するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の充実

基本施策9 さまざまな困難な状況にある女性等が安心して暮らせる環境の整備

女性は男性に比べ非正規雇用割合が高く、さらに、家事・育児・介護等のため就業継続が難しくなるなど、貧困等の生活上の困難に直面するリスクが高いことが懸念されます。また、就業時の賃金格差が高齢期における年金等の収入格差にもつながります。

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況にある人々があります。また、障害があること、日本で生活する外国人であること等に加え、女性であることから更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。こうした状況や、またひとり親家庭において父子家庭が母子家庭より周囲に相談をしないことから社会的孤立が懸念されているなど、課題やニーズが男女で異なることに留意し、男女共同参画の視点に立って、誰もが安心して暮らすための環境の整備を行っていく必要があります。

(39) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と社会参加への支援

就業時などの男女の置かれた状況の違いが凝縮され固定化されて高齢期に現れることに留意した、高齢者が安心して暮らせる環境整備や支援の実施

(4 0) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活及び社会参加への支援

障害があることに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることや、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意した、障害者が安心して暮らせる環境整備や支援の実施

(4 1) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

外国人市民が、言葉や文化の違いに加え、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意した支援や、安心した生活に向けた環境の整備

(4 2) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立の促進

ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できるよう、課題やニーズが男女で異なる場合があることに留意した支援の実施

(4 3) 貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援

女性は育児や介護等のため、就業継続が難しくなったり非正規雇用に就いたりするなど生活上の困難に陥りやすいこと等を踏まえた、経済的に困難な状況にある人への支援の実施。また家庭の経済状況等によって子どもの進学機会や学力・意欲の差が生じないようにするための子どもへの支援の実施

(4 4) ニートなどの状態にある若者に対する就労・自立の促進

ニートなどの状態にある若者への社会生活を円滑に営むことに向けた支援の実施

(4 5) 性的マイノリティの人々の人権尊重に向けた取組の推進

性的マイノリティについての理解の促進や、人権尊重の観点からの相談支援の実施

基本施策 10 生涯を通じた健康支援

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に女性は、妊娠・出産を経験する可能性があるなど、男女が互いの性差に応じた健康について理解を深めつつ、心身の健康について正確な知識・情報を入手することで、主体的に行動し、健康を享受できるよう、男女の健康を生涯にわたり支援するための取組の推進が必要です。

(4 6) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

生活習慣や身体的な特徴の違いから男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえた人生のステージにあった健康づくり支援の実施

(4 7) 妊娠・出産などに関する健康支援

女性の就業等の増加、晩婚化等の婚姻をめぐる変化を踏まえた、妊娠・出産等についての希

望を実現できるようにするための医療体制の確保や相談支援

(48) 性差医療の推進

男女で、かかりやすい病気や病態が異なることを考慮した的確な医療の推進

(49) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進

生涯を通じての性と生殖に関する健康と権利についての周知啓発

(50) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進

薬物乱用防止に向けた教育や啓発及びH I Vを始めとする性感染症についての正しい知識の普及啓発

(51) こころと体の健康に関する相談事業の推進

女性は、その心身の状況が思春期、出産期、更年期等の人生の各段階に応じて大きく変化するという特性がある一方、男性は周囲に相談しないことなどにより孤立しやすいといわれており、また、長時間労働により仕事と生活の調和がとりにくい状況にあることなどを踏まえた、それぞれのこころと体の健康に関する相談事業の推進

参考資料

- 1 諮問文
- 2 第8期川崎市男女平等推進審議会委員名簿
- 3 第8期川崎市男女平等推進審議会検討経過
- 4 男女平等かわさき条例
- 5 川崎市男女平等推進審議会規則
- 6 第3期川崎市男女平等推進行動計画（現行計画）体系図

29 川市人第47号
平成29年4月28日

川崎市男女平等推進審議会会長 様

川崎市長 福田 紀彦

男女平等推進に関する計画の策定について（諮問）

男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第8条第2項及び第17条第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。

- 1 第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について
- 2 川崎市DV防止・被害者支援基本計画の改定について

（市民文化局人権・男女共同参画室）

電 話 200-2300

FAX 200-3914

諮問事項 1 第4期川崎市男女平等推進行動計画の策定について

(1) 諮問内容

第7期川崎市男女平等推進審議会答申※を踏まえ、「第4期川崎市男女平等推進行動計画」において、市が取り組むべき男女平等の推進に関する施策の体系について、審議会の意見を求める。

※第7期川崎市男女平等推進審議会答申（平成29年3月）

社会情勢の変化や国の第4次男女共同参画基本計画等を踏まえた第3期川崎市男女平等推進行動計画に基づく施策の課題について

(2) 答申提出時期

平成29（2017）年10月

第8期川崎市男女平等推進審議会委員名簿

【任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで】 (50音順、敬称略)

	氏名	所属
1	あべ ひろこ 阿部 裕子	NPO法人かながわ女のスペースみずら
2	おがた やすのぶ 尾形 泰伸 (副会長)	武蔵大学
3	おくだ けんじ 奥田 憲司 (H29.4.1～H29.5.25) きすの ちえこ 來住野 千恵子 (H29.7.1～)	市民 (公募)
4	かとう しゅういち 加藤 秀一	明治学院大学
5	かとう ちえ 加藤 千恵 (会長)	京都光華女子大学 同大学女性キャリア開発研究センター
6	かなどう せいこ 金堂 聖子	市民 (公募)
7	ながお ひろみ 長尾 ヒロミ	川崎市PTA連絡協議会
8	なかほら ひでき 中原 秀樹	市民 (公募)
9	のせ たけし 埜瀬 武 (H29.4.1～H29.7.31) こいずみ ゆきひろ 小泉 幸洋 (H29.8.1～)	川崎商工会議所
10	みやざわ たかし 宮澤 孝	川崎地域連合
11	むらやま ひとし 村山 均 (H29.4.1～H29.7.14) おかの としあき 岡野 敏明 (H29.7.15～)	川崎市医師会
12	やばた まさこ 矢端 雅子	川崎市ケーブルテレビ協議会
13	ゆやま かおる 湯山 薫	神奈川県弁護士会

第 8 期川崎市男女平等推進審議会 審議経過

開催日		主な審議内容
平成 29 年 度	第 1 回 (4 月 28 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 川崎市における男女平等施策について ・ 諮問事項について ・ 第 7 期審議会答申について
	第 2 回 (5 月 26 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期行動計画の施策体系について ・ 第 3 期行動計画の平成 28 年度進捗状況について ・ 平成 28 年度評価にかかるヒアリングについて
	第 3 回 (6 月 16 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 4 期行動計画の施策体系について ・ 平成 28 年度評価にかかるヒアリングについて
	第 4 回 (7 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒアリングの実施
	第 5 回 (8 月 31 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 28 年度評価にかかるヒアリングのまとめ ・ 第 4 期行動計画の施策体系について
	第 6 回 (9 月 25 日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申について ・ ヒアリング結果報告書について

男女平等かわさき条例

平成 13 年 6 月 29 日
条 例 第 14 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条～第 7 条)

第 2 章 基本施策等(第 8 条～第 15 条)

第 3 章 拠点施設(第 16 条)

第 4 章 男女平等推進審議会(第 17 条)

第 5 章 雑則(第 18 条)

附則

川崎市においては、男女平等の実現に向けて、国内外の動向を考慮しつつ、地域の実情に応じた様々な取組を進めてきた。

しかしながら、今なお、様々な分野において男性を中心とする意識、性別による固定的な役割分担等が存在し、男女の自立、特に女性の社会的及び経済的自立が阻まれている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たして男女平等を一層推進していく必要がある。

男女があらゆる場において男女平等にかかわる人権の侵害を受けることがなく、自立することができ、共に働き、学び、及び生活することができる快適で平和な男女共同参画社会としての男女平等のまち・かわさきを創造していくため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の役割を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、男女平等を総合的かつ計画的に推進し、もって市、市民及び事業者の協働による男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 男女平等は、次の基本理念にのっとり、その推進が図られなければならない。

(1) 男女が共に職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場(以下「あらゆる場」という。)において、個人として自立し、自由に生き方を選ぶとともに、多様な生き方及び個性を互いに尊重し、責任を分かち合うこと。

(2) 男女が共にあらゆる場において、社会における制度、慣行、意識等に起因する性別による差別的取扱いを受けることがなく、人権が尊重されること。

(3) 社会のあらゆる分野における立案、決定その他の活動に男女が平等に参画する機会を確保し、個人が本来持っている能力を十分に発揮すること。

(4) 男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができること。

(5) 地域社会を構成するすべての者が、自らの意思と相互の協力により、積極的に男女平等を推進し、生活する者にとって快適な生活優先型社会を創造すること。

(市の役割)

第 3 条 市は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女のいずれかの参画が十分になされていない場における男女の平等な参画の機会の確保(以下「男女の平等な参画の機会の確保」という。)に取り組むほか、あらゆる施策において男女平等が図られるよう男女平等を総合的かつ計画的に推進する役割を担うものとする。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保に取り組み、及び市の実施する男女平等を推進するための施策(以下「男女平等施策」という。)に協力する役割を担うものとする。

(事業者の役割)

第 5 条 事業者は、その事業活動において、男女平等を阻害する要因を解消するよう努め、男女の平等な参画の機会の確保、育児、介護等の家庭生活と職業生活が両立できるようにするための支援等に取り組む、及び市の実施する男女平等施策に協力する役割を担うものとする。

(男女平等にかかわる人権侵害の禁止)

第 6 条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、性的な言動に対する相手の対応により当該相手に不利益を与え、又は性的な言動により相手の生活の環境を害する行為、配偶者等に対する著しい身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為等の男女平等にかかわる人権の侵害(以下「男女平等にかかわる人権侵害」という。)を行ってはならない。

(男女平等にかかわる人権侵害に対する相談及び救済)

第7条 川崎市人権オンブズパーソン条例(平成13年川崎市条例第19号)第12条第1項に規定する市民等は、川崎市人権オンブズパーソンに対し、男女平等にかかわる人権侵害について相談し、又は男女平等にかかわる人権侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、男女平等にかかわる人権侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに男女平等にかかわる人権侵害を受けた者の立場に配慮した対応に努めるものとする。

第2章 基本施策等

(行動計画)

第8条 市は、男女平等施策その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる川崎市男女平等推進行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、行動計画を策定する場合は、あらかじめ、川崎市男女平等推進審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市長は、行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(年次報告)

第9条 市長は、行動計画に基づいた施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(参画の機会を積極的に提供する施策の推進)

第10条 市は、社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差の是正を図るため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供する施策を推進するものとする。

(学習等のための支援)

第11条 市は、学校教育、家庭教育その他社会における教育において行われる男女平等に関する学習等のために必要な支援に努めるものとする。

(関係団体への支援)

第12条 市は、男女平等を推進する活動を行う関係団体の自主性及び主体性を尊重しつつ、当該活動について必要な支援に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第13条 市は、男女平等に関する情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(広報活動等)

第14条 市は、男女平等に関する理解の促進を

図るため、広報活動を行うとともに、市民及び事業者に対する普及啓発及び必要な情報の提供に努めるものとする。

(推進体制等)

第15条 市は、男女平等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女平等の推進に当たっては、市民、事業者、関係機関、関係団体等との有機的な連携に努めるものとする。

第3章 拠点施設

(拠点施設)

第16条 市は、川崎市男女共同参画センターを拠点として、男女平等施策を推進するものとする。

第4章 男女平等推進審議会

(男女平等推進審議会)

第17条 第8条第2項に定めるもののほか男女平等の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員13人以内で組織する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員は、市民、事業者、関係団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成13年10月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、市長が定める日から施行する。

(平成14年3月29日規則第32号で平成14年5月1日から施行)

川崎市男女平等推進審議会規則

平成 13 年 9 月 28 日
規則 第 83 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、男女平等かわさき条例(平成 13 年川崎市条例第 14 号)第 17 条第 9 項の規定に基づき、川崎市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民・こども局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第3期川崎市男女平等推進行動計画 体系図

施策

☆……第3期行動計画に新たに位置づけ取組を進める施策

3つの目標

9つの基本施策

I 男女の人権尊重および男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- 1 男女の人権の尊重
- 2 女性に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援
- 3 男性・子どもにとっての男女共同参画の推進

- (1) 人権教育・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する生涯学習の推進
- (3) 男女共同参画の視点に立った広報・啓発活動の推進
- (4) 情報を読み解き発信する力（メディア・リテラシー）の向上のための支援
- (5) メディアにおける男女の人権尊重の促進
- (1) ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメントなどの防止と被害者支援の推進
- (3) 女性に対する性暴力や売買春などの根絶に向けた施策の推進
- (4) 子どもに対する性暴力の根絶に向けた施策の推進☆
- (1) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進☆
- (2) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり☆
- (3) 男性が地域活動に参画できる環境づくり☆
- (4) 就学前教育・学校教育における男女共同参画に関する教育の推進
- (5) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進☆
- (6) 児童生徒に対する情報教育の推進
- (7) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の支援

II 働く場における男女共同参画の推進

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- (1) 審議会を含む市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
- (2) 女性職員の職域拡大、能力向上と登用の推進
- (3) 市の関係団体における女性職員の登用などの取組の促進
- (4) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進
- (5) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進
- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保☆
- (2) 職場における男女共同参画に関する教育の促進
- (3) 企業などの方針決定過程への男女共同参画の促進（再掲）
- (4) 多様な就業ニーズに対応した就業支援
- (5) 経営の主体となる女性の育成・支援
- (6) 科学技術・学術分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大
- (1) ワーク・ライフ・バランスの意義についての理解の促進
- (2) 育児・介護休業制度などの定着と利用促進
- (3) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- (4) 子育て支援策の充実と保育サービス、放課後児童対策の充実
- (5) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進
- (6) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進（再掲）
- (7) 男性が家庭生活に参画できる環境づくり（再掲）
- (8) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進☆

III 地域で元気に暮らすための男女共同参画の推進

- 1 地域における男女共同参画の推進
- 2 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 3 生涯を通じた健康支援

- (1) 地域活動における男女共同参画の促進
- (2) 地域活動における方針決定過程への女性の参画の促進（再掲）
- (3) 防災・まちづくり分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大☆
- (4) 男女共同参画センターの取組の推進☆
- (5) 男性が地域活動に参画できる環境づくり（再掲）
- (6) 若者の将来を見通した自己形成や社会参画の促進（再掲）☆
- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (2) 障害者が安心して暮らせる環境整備と自立した生活への支援☆
- (3) 外国人市民に対する支援の充実と暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進
- (4) 多文化共生意識の高揚☆
- (5) ひとり親家庭に対する支援の充実と自立などの促進（再掲）☆
- (6) 雇用環境の整備と貧困など様々な困難を抱える人々への対応
- (7) ニートやフリーターなどの状態にある者に対する就労・自立の促進☆
- (8) 介護支援事業の充実と介護サービス利用の促進（再掲）
- (1) 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進☆
- (2) 妊娠・出産などに関する健康支援☆
- (3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援☆
- (4) 性差医療の推進☆
- (5) 性と生殖に関する健康／権利に関する啓発の推進
- (6) 健康をおびやかす問題についての正しい知識の普及啓発の推進☆
- (7) 相談しやすい体制の整備☆

